

大和市教育委員会告示第4号

大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱（平成20年大和市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大和市実践力向上研修部会補助金交付事業	自ら課題意識を持ち、課題解決に向け行動する実践力向上のために、教員が行う研修活動を支援することを目的とする。
---------------------	--

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。